

別表1

種目	対象者	基準額(円)	性能等	耐用年数
便器	常時介助を要する者	4,900円 (5,400円加算)	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	21,560円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	166,320円	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	169,400円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	66,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	99,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	73,700円	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	16,500円	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
車椅子	下肢が不自由な者	77,440円	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	13,380円	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	62,040円	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	22,000円	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	—
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	41,580円 (年額上限)	紫外線をカットできるもの。	—
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	39,600円	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	6年
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	113,520円 (年額上限)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	149,160円 (年額上限)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700円 (年額上限)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—

注)1 便器に手すりをつける場合には、基準額に5,400円を加算する。

2 入浴補助用具及び歩行支援用具については、当該給付決定日から1年を超えない期間内に限り、別表1の基準額の欄に定める金額の範囲内で、分割して給付することができる。

3 年額上限とは、1年度当たりの上限額をいう。